

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活 注意・警戒情報

SNS で知り合った人・・・信用して大丈夫？ 安易に契約するのは危険！

SNS（ソーシャルネットワークサービス）で知り合った人から「いい話がある。会って話そう」と誘われ、そこで紹介された人から高報酬が得られるノウハウを教えるビジネスセミナーの契約を勧められた。高額だったが、「儲かるなら」と思って借金して契約した。しかし、セミナーでは「SNSを使って友達を誘え」と人を誘う方法しか教えてくれない。全然儲からないし、もうやめたい。

アドバイス

◆安易に契約しないこと！

- ・SNSで知り合った人や友人から、「紹介したい人がいる」「いい話がある」などと誘われて出向いたら、ビジネスセミナーや投資商材を勧められ、「儲かるなら」「役に立つなら」と安易な気持ちで契約してしまったという相談が寄せられています。
- ・場の雰囲気流されず、一旦保留し、本当に必要な契約かを冷静になって判断することが重要です。



◆借金までして儲かる話などない！

- ・簡単に報酬を得られるものはまずありません。借金をしてしまうと返済が困難となってしまう場合があります。借金までして儲かるおいしい話などありません！絶対にやめましょう。

◆心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イ ヤ ヤ!

188

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

「国民生活センター」を名乗る電話はありませんか？

「個人情報が出ている」などと言われたら要注意！

消費生活センターには、「国民生活センターを名乗る人から、個人情報が出ていると電話があったが、信用できるか」との相談が寄せられています。

こうした電話は、国民生活センター等の実在する公的機関をかたり、「個人情報が出ている」などと話して、最終的にはお金を騙し取ろうとする手口です。



国民生活センターや消費生活センターが「個人情報が出ている」と電話をかけることは絶対にありません！

**お金を渡してしまうと、取り戻すことは極めて困難です！
決してお金を渡してはいけません！**

留守番電話機能を利用して、必要な相手だけに電話をかけ直す方法は有効です。
こうした電話がかかってきた際には、消費者ホットライン「188」へご相談ください。

その契約大丈夫？不安や疑問はすぐ相談！

～消費生活相談窓口のご案内～

- 消費生活相談窓口は、事業者との商品やサービスの契約トラブル等に関する相談窓口です。
- 資格を持つ消費生活相談員が、お困りになっている状況をお聞きし、トラブルの解決に向けた助言、交渉のあっせん、情報提供、より適切な相談機関の紹介などを行っています。
- 県が設置する消費生活相談窓口「かながわ中央消費生活センター」のほか、お住まいの地域にも消費生活相談窓口は設置されています。
- 身近な相談窓口の電話番号が分からない場合には、消費者ホットライン「188（イヤヤ!）」をご利用ください。
- 県（消費生活課）のホームページで詳細をご確認いただけます。
(消費生活課のホームページをリニューアルするとともに、Facebook を開設しました！)
ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Facebook (かながわの消費生活)：<https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>



困ったときは、一人で悩まず消費生活相談窓口にご相談しましょう

県民局暮らし県民部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ
消費生活課ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>
Facebook(かながわの消費生活)：<https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話：045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506